庁令

○海上保安庁令第一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定に基づき、海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

海上保安庁長官　岩並　秀一

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和二十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条の二　事務部に、次の四課を置く。 総務課 人事厚生課 会計課 図書課	**第五条の二**　事務部に、次の三課を置く。 総務課 会計課 図書課
第六条　総務課においては、次の事務をつかさどる。 一　校務の総合整理に関すること。 二　校長の官印及び校印の管守に関すること。 三　文書の接受、発送及び保管に関すること。 四　儀式に関すること。 五　校内の警備及び取締りに関すること。 六　校内の他部課に属さない事務に関すること。	**第六条**　総務課においては、次の事務をつかさどる。 一　校務の総合整理に関すること。 二　校長の官印及び校印の管守に関すること。 三　文書の接受、発送及び保管に関すること。 四　儀式に関すること。 五　職員及び学生の定員、給与及び服務その他の人事に関すること。 六　職員及び学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。 七　医療施設及び医療用品の整備計画に関すること。 八　学生の給食に関すること。 九　校内の警備及び取締りに関すること。 十　校内の他部課に属さない事務に関すること。
第六条の二　人事厚生課においては、次の事務をつかさどる。 一　職員及び学生の定員、給与及び服務その他の人事に関すること。 二　職員及び学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。 三　医療施設及び医療用品の整備計画に関すること。 四　学生の給食に関すること。	（新設）

附　則

この庁令は、平成三十一年四月一日から施行する。